

酒まつり開催に伴う暴力団等の排除に関する規約

(目的)

第1条 この規約は、公益社団法人東広島市観光協会が主催する酒まつりを、市民が安全で安心して楽しめるまつりとするため、酒まつりから暴力団を排除することに関し必要な事項を定める。

(適用範囲)

第2条 この規約は、飲食その他の物販等を目的として、酒まつり会場内に出店(出展)しようとする全ての者に適用する。

2 前項に定める酒まつり会場とは、酒まつり実行委員会(以下「実行委員会」という。)が定め、管理する全ての会場をいう。

(酒まつり露天営業安全対策会議の設置)

第3条 第1条の目的を達成するため、酒まつり開催に協力が不可欠な関係諸機関で構成する酒まつり露天営業安全対策会議(以下「会議」という。)を設置する。

2 前項に参加を要請する諸機関は次のとおりとする。

- (1) 東広島市(観光関係、危機管理関係部署)
- (2) 東広島警察署
- (3) 東広島市消防局並びに東広島消防署
- (4) 広島県西部東保健所
- (5) JR西条駅
- (6) 露天営業者
- (7) その他必要に応じて実行委員会が認めるもの。

3 会議は、酒まつり実行委員長が必要に応じて召集する。

4 会議の会議録は実行委員会が作成し、保管するものとする。

(出店の届け出)

第4条 飲食その他の物販等を目的として、酒まつり会場内に出店(出展)を希望する者は、暴力団との関連がないことを証するため、実行委員会が別途定める出店届書により、提出期日までに届けなければならない。

(出店基準等)

第5条 実行委員会は、前条に定める出店届書を調査し、出店(出展)者が次の各号の一つでも該当する場合は、酒まつり会場での出店(出展)を認めない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年 法律第77号)第2条第2号に定める暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員(以下「暴力団員」という。)であるとき
- (2) 暴力団又は暴力団員がその事業活動を支配すると認められるとき
- (3) 法人でその役員又は主要な使用人が暴力団員であると認められるとき

- (4) 暴力団員をその業務に従事させ又はその業務の補助者として使用していると認められるとき
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力若しくは関与していると認められるとき
- (6) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるような関係を有していると認められるとき
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、及び第5項に定める性風俗関連特殊営業に携わっていると認められるとき
- (8) その他、この規約に抵触すると認められるとき

2 実行委員会は、調査、協議の結果、前項の各号の一つ以上に該当する場合、出店（出展）を認めない旨を出店（出展）希望届出者に通告しなければならない。

（撤去等の措置）

第6条 実行委員会の承認を得ないで、酒まつり会場内に出店（出展）する者について、実行委員会は、道路管理者及び所轄警察署を通じて、撤去等必要な措置を講じることができる。この場合、撤去等に要する経費は全て出店者の負担とする。

（細則等）

第7条 保健所の承認が得られない場合、酒まつり会場内に出店（出展）する者に対して撤去等必要な措置を講じることができる。この場合、必要経費等は全て出店（出展）者が負担するものとする。

（規約の改定）

第8条 本規約は、実行委員会が必要に応じ変更できるものとし、実行委員会正副実行委員長会議で決定するものとする。

（細則等）

第9条 この規約に基づく事務取扱要項及びこの規約に定めない事項については、実行委員会で別途協議の上、決定するものとする。

附 則

- 1 この規約は、平成23年5月18日の「2011酒まつり」第1回実行委員会から施行する。
- 2 この規約は、平成23年7月22日から施行する。
- 3 この規約は、平成27年11月24日から施行する。